><*E&*Su<mark>News</mark>!

(前ページから続き)

支給されません。

どが、3月31日時点で当市の児 手続きが必要です。 についても、子ども手当の申請 童手当の認定をされていない方 村から転入してきたりした方な また3月以降、出生や他市町

当を受給できるようになった時 までに申請を行えば、子ども手 推奨します。 が、手続きを早めに行うことを 点にさかのぼって支給されます 経過措置として、本年9月末日 これらの場合、新制度開始の

遅れた分だけ手当が受給できま 経過措置が適用されない場合 手続きが遅れてしまうと、

ご注意ください

用されません。 ども手当の受給認定をされてい た方については、 ◇転入前の住所地で、すでに子 経過措置は適

用されません。 申請については、 動などがあった場合、その後の なった場合、その子どもにかか ◇4月以降に住所や監護者の異 る経過措置は適用されません。 以下の子どもを養育するように ◇4月以降に出生などで中学生 経過措置は適

認定請求の方法

あった日の属する月の翌月分か

内に手続きをした場合、

、異動が

受給資格が認定されます。 の監護状況等について確認後 手続きの際に必要なものは、 住民記録や加入年金、子ども

以下の3点です。

③受給者の健康保険証または年 ②受給者名義の口座がわかるもの 金加入証明書

請となります。 ※公務員の場合、 に児童の生計を担う方です。 祉課までお問い合わせください 手続きが必要ですので、児童福 い場合、外国籍の方などは別途 ※子どもと別居している場合 児童福祉課窓口にあります。 ※「認定請求書(申請書)」 ※受給者とは、監護者の内、 監護者が子どもの親ではな 勤務先への申 は 主

子ども手当の支給

した月の翌月分から支給します (前述の経過措置を除く)。 ただし、転入・出生後15日以

手当は、原則として認定請求

することができませんので、申 ら手当を支給します。 ださい。 請忘れにはくれぐれもご注意く には、手当はさかのぼって支給 経過措置が適用されない場合

当受給はできません。 もにかかる子ども手当を受給し 支払いできませんので、子ども ている場合には、当市からの手 を監護・養育する方のいずれか 一人が受給者となります。 また、子ども手当は二重にお 他市区町村などで、その子ど

(月額)

6月·10月·2月 (年3回) 予定しています。 なお、子ども手当の支払期は、 を

子ども1人の手当額

5,000円、10,000円

5,000円、10,000円

13,000円

26,000円 (未定)

(未定)

26,000円

0円、

0円、

円滑な手当支給のため

わらず、 さんのご理解をお願いします。 進捗状況により、支払いに遅れ 前の児童を主管する事務処理の めにも、9月末の申請期限に関 ていますが、市内の中学校修了 今後、円滑な手当支給を行うた が生じる可能性があります。皆 手当の支給は、6月を予定し 早めの申請をお願いし

支給対象月(手当の名称)

平成22年2月分(児童手当)

平成22年4月分(子ども手当)

平成22年9月分(子ども手当)

平成22年10月分(子ども手当)

平成22年11月分(子ども手当)

平成22年12月分(子ども手当)

平成23年1月分(子ども手当)

平成23年2月分(子ども手当)

平成23年3月分(子ども手当)

平成23年5月分(未定)

(児童手当)

(子ども手当)

(子ども手当)

(子ども手当)

(子ども手当)

(未定)

平成22年3月分

平成22年5月分

平成22年6月分

平成22年7月分

平成22年8月分

現況届の提出に つい 7

支払月

平成22年6月

平成22年10月

平成23年2月

平成23年6月

9

児童手当から継続して子ども

状況の届出)を提出する必要が 子ども手当に移行しても、児童 手当を受給する方については、 手当と同様に、毎年6月の現況 (児童の監護状況や加入年金

現況届対象者については、 6 あります。

す。 況届の提出が免除される予定で をされた方は、 に新規で子ども手当の受給申請 しかしながら、本年4月以降 初年度のみ、現

問

2111 (内線1162) 伊奈庁舎児童福祉課258

月頃に通知をお送りします。 支払いスケジュール

す。詳細は左表をご覧ください。 について、子ども手当は4~5 ~3月分をあわせて支給しま 給者であった方については、2 月の2カ月分です。児童手当受 6月に支払われる予定の手当

平成23年4月分